

事故救済制度に関する給付金判定部会の設置について

1. 趣旨

事故救済制度のうち、認知症の人が起こした事故に関する給付金の支給について判定を行うため、「認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会」の下に、「事故救済制度に関する給付金判定部会」を設置する。

2. 事故救済制度に関する給付金判定部会の概要

- ・法律・医療の専門家により構成（5人程度）
- ・おおむね月に1度、（仮称）事故救済制度に関する給付金判定部会を開催し、申請のあった案件について判定を行う。
（上記については第2回推進委員会資料より抜粋）

3. 委員

委員名は非公開とする。